

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

一

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

(共同企画社会推進課)

二

○有害図書類の指定

(同)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

(障害福祉課)

二

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課)

三

○平成二十一年宮城県告示第四百十九号(指定施設の使用に係る使

(水産業基盤整備課)

三

用料の徴収事務の委託)の一部改正

(道路課)

三

○道路の区域変更(二件)

(同)

三

○道路の供用開始

(同)

三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方

(情報システム課)

四

の決定

(教育庁施設整備課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁施設整備課)

四

(二件)

## 規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成二十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項水中、第十四条第一項を、「第二十一条第一項」に、同項卜中、「第十二条第一項」を、「第二十条第一項」に改め、同表八の項イ中、「自然公園法第二条第一項」を、「自然公園法第二条第一号」に改め、同表九の項中、「学習支援業」の下に、「(社会教育を除く。)」を加える。

別表第二の一の項5、二の項6及び三の項3並びに別表第三の一の項5、二の項6及び三の項3中「第十条第一項」を、「第十六条第一項」に、「第十三条第三項、第十四条第三項」を、「第二十条第三項、第二十一条第三項」に、「第二十四条第三項」を、「第二十二条第三項」に、「第二十六条第一項」を、「第三十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の八の項イ及び九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則(平成十六年宮城県規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中、「第十三条第三項又は第十四条第三項」を、「第二十条第三項又は第二十一条第三項」に、「第十三条第六項、第十四条第六項又は第二十六条第一項」を、「第二十条第六項、第二十一条第六項又は第三十三条第一項」に改め、同条第四項第七号中、「第十五条の十五第一項」を、「第十五条の二第一項」に改める。

別表第一号子中、「第二条第四項」を、「第二条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条第四項第七号及び別表第一号子の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 特定非営利活動法人 笑顔のお手伝い

- 一 代表者の氏名 長谷川 久江
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国分町二丁目八番十四号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域社会・高齢化社会に対して、地域社会活性化に関する事業を行い、福祉の増進・国際交流・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年二月二十六日

○宮城県告示第百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 特定非営利活動法人 ハッピート大崎

- 一 代表者の氏名 千島 優子
- 二 主たる事務所の所在地 大崎市古川駅前大通二丁目五番十八号 ふるさとプラザ内
- 三 定款に記載された目的 この法人は、生命の根幹に関わる「食」を中心に地域住民に対して、健康増進と栄養状態の維持・改善に関する事業を行い、住民の健康増進と栄養改善に寄与する。特に食行動は、①身体をつくる②心をつくる③社会性をつくる④生命を大切にすることをいわれている。

「食」の社会性をつくる部門は、人と人とのネットワークを広げるものであり子供から高齢者各年代をつなげる役割を担うため、コミュニケーションづくりも含めた活動を行っていく。元氣な満足した生活ができる人をつくる役割を担うことにより地域社会の発展に寄与する。

四 申請のあった年月日 平成二十二年二月二十六日

○宮城県告示第百九十九号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	月刊まんがグリム童話 4月号 08305・4	(株)ぶんか社
二	雑誌	ちび 本当にあった笑える話 54 57962・14	(株)ぶんか社
三	雑誌	エキサイティングマックス！ 4月号 02091・4	(株)ぶんか社
四	雑誌	恋愛白書バステル 4月号 19625・04	(株)宙出版
五	雑誌	裏モノJAPAN 4月号 01805・4	(株)鉄人社
六	雑誌	BLACKBOX 4月号 17843・4	三英出版
七	雑誌	G. T. R. D X 13320・4	(株)大洋書房
八	雑誌	全国人気裏フーズクDX vol. 2 02286・4	ミリオン出版(株)
九	雑誌	衝撃！―事件の真相 BLACK FILE 63796・45	(株)コスミック出版
十	雑誌	知るほど怖い！！恐悪事件の真相 53451・97	(株)コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から八までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、十の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百二二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年三月十六日

事業所番号	〇四一五二〇〇三五一	事業所の名称及び所在地	第二啓生園 仙台市宮城野区幸町四丁目六・二	設置者名	社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	辞退年月日	平成二十二年 三月三十一日
-------	------------	-------------	--------------------------	------	----------------------------	-------	------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

河南3期地区

二 処分の年月日

平成二十二年二月二十六日

○宮城県告示第二百一十号

平成二十一年宮城県告示第四百十九号（指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十六日から施行する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び南町岸壁横泊地）の使用料の徴収の項中、「気仙沼市南町三丁目三番七号」を、「気仙沼市魚市場前八番二十五号」に改める。

○宮城県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年三月十六日

一 道路の種類 一般国道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 三百九十八号  
三 道路の区域

変更の区間	変更の		敷地の延長 (メートル)
	前	後	
登米市東和町米谷字岩の沢一三五番一地从 から 同市同町米谷字石橋八二番一地从先まで	一一・五 六四・〇	一〇・〇 六二・〇	五五〇・〇 五五〇・〇

○宮城県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 文字下細倉線

三 道路の区域

変更の区間	変更の		敷地の延長 (メートル)	備 考
	前	後		
栗原市栗駒文字下山神一番一地从先から 同市栗駒文字下山神一五番一地从先ま で	七・五 二八・〇	七・五 二八・〇	七二六・〇 七二六・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○宮城県告示第二百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年三月十六日

公 告

道路の 種類	路線名	供用開始の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	登米市東和町米谷字岩の沢一三五番一 地先から 同市同町米谷字石橋八二番一 地先まで	平成二十二年 三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る機能改修等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年一月八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 四千四百五十万九千五百円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年十二月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県石巻北（旧河南）高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月八日
- 四 落札者の名称及び所在地 北都ハウス工業株式会社 宮城県仙台市太白区ひより台一十五番八号
- 五 落札金額 一億二千五百八十九万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県気仙沼向洋高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月八日
- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 宮城県仙台市太白区長町南三丁目三十番十三号
- 五 落札金額 一億三千百十四万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十二日